選挙市民審議会

第２回全体審議会議事録

日　　時　２０１６年5月２５日（水）１６：００－１８：００
場　　所　衆議院第２議員会館　地下１階　第２会議室
出席委員　片木淳（共同代表）　石川公彌子　小林幸治　濱野道雄　山口あずさ
　　太田光征　桂協助　小林五十鈴　田中久雄　林克明　山口真美
　　三木由希子（共同代表）
事 務 局　城倉啓　岡村千鶴子　岡本達思　加藤美代子　志村徹麿　星出卓也

太田光征：ただいまから「とりプロ・選挙市民審議会」第２回全体会議を始めさせていただきたいと思います。ではまず、共同代表のお二人からご挨拶をお願いしたいと思います。

片木淳：みなさん、こんにちは。お忙しいところご参集いただきまして、ありがとうございます。
昨年の１１月３０日に、第１回全体会議ということで発足したんですが、その後１月から第１部門、第２部門、第３部門それぞれ１ヶ月に１回くらいのペースで内容の審議をしてきていただいている、というのが現状でございます。その間また、世話役の実務担当者会議とか、共同代表者会議とかも重ねまして鋭意審議を続けてきました。
それで、特に改めてお礼を申し上げたいのは、事務局と言いますか実務担当者の方々、毎回非常に綿密な議事録も作っていただき、準備もしていただいたということで、この機会に改めて感謝を申し上げたいと思います。
今日の議題はですね、かねてメール等でみなさんご案内のとおり、参議院選挙が近い。衆議院議員同時選挙ということも昨日今日あたりからだいぶ国会の情勢とからめてかまびすしくなってきておりますけども、いずれにしましても参議院選挙はある。この機会にせっかく我々、半年ぐらい審議を重ねてきたということもありますので、現段階での結論をまとめて見解として発表する。合わせて、参議院選挙も近いので、有権者のみなさまにも我々の気持ちといいますか、賛同を得たいところを訴えていきたい。ということで、見解を今日まとめるということで、お集りいただいているわけでございます。
内容につきましては、メールを通じてだいたいもう最終段階に至ったものを今日出すという段取りで進めてきておりますけれども、もう一度、全体の意志統一といいますか、あるいは確認といいますか、そういうことでご審議をいただきまして、この後の記者発表に備えたい、ということでございます。
以上、全体の流れを僭越ですが私から申し上げまして挨拶に代えさせていただきます。今日はよろしくお願いいたします。

三木由希子：第３部門の三木でございます。今日はみなさん、大変お疲れさまです。
各部門ごとにお互いの様子がよく分からずにこれまで議論しているということもありますので、全体会を通じてですね、お互いの状況がある程度共有できる、そういうようなことが今日できればいいな、というふうに考えております。
参議院選挙が近いということと、そこから１８歳から選挙権を持つということ、あと、憲法改正の問題もあり、選挙というものが大変注目をされる状況になっております。そのこと自体は大変良いことなんですが、おそらくその選挙を通じて選挙の限界とか選挙の仕組みの分かりにくさということを、また多くの人が実感をするのではないかな、というふうに思っています。

ですので、今日見解を発表すると共に、選挙を経て私たちがどんな発信をするのか、ということなんかもおいおいみなさんと話し合っていければなというふうに考えています。
先ほど片木さんから今日の進行等については一通り確認をしていただきましたので、私の挨拶はこの程度にさせていただきたいと思います。今日はよろしくお願いいたします。

太田光征：はい、ありがとうございます。では城倉さんのほうから、資料の説明などについてお願いします。

城倉啓：はい、資料の説明をいたします。
一番前にあるカガミにプログラムが載ってございます。それとですね、次の紙は「国立国会図書館」というふうに頭の部分に出ているものですが、公選法１条に該当するような国際比較-----他の国でどういうものがあるのか、と。そして裏面にいきまして、日本国の公職選挙法第１条を抜き刷りし、かつ、第１部門で引用されていた国際人権Ｂ規約の第２５条というのも抜き刷りにしている資料があります。これは、見解審議の後、公職選挙法第１条の審議を全体でしていただければというそのための資料でございます。
それと次がですね、これは打ち合わせのときに使うものですが、「選挙市民審議会　見解発表記者会見進行表」という横長のものがございます。これは後で、記者会見打ち合わせというのを最後の１０分くらいでとりたいと思ってますので、そこでご説明をいたします。
次の紙が、「選挙市民審議会の道のり」というもので、これも記者会見の時にも使えば便利かな、と。あと、先ほど三木代表もおっしゃったように、各部門がどういう話をしてきているのかということ、若干なりとも連絡調整の場があるといいなと思いましたので、しかも今後６月から１１月にかけて、どのような話し合いをしていくのか、時に合同のものもありますので、このあたりの予定の確認というのをしたらいいかなと思いました。
次にカラーになっている青いものは、これはまったく記者会見用のものでございますので、審議会のところでは使うことはございません。
最後に「選挙市民市議会見解」と打っている一枚、裏表刷りがございます。これをまず先に議論していただく、という形になりますが、ただし、この見解の決議にあたりましては定足数１２名以上がなければ決議できません。現在、スカイプの方も含めて１０名。林委員と伊藤朝日太郎委員が来られて-----石川委員は遅刻であることを伺ってますので-----このお２人が来られて決議ってことになります。時間は議長の太田さんにおまかせいたします。うまく集まったとき、というようなタイミングで決議のときは定足数を確認したうえでよろしくお願いしたい、というふうに思っております。
私からはだいたい以上でございます。なお、この審議会が終わった後、１７時１５分は、いったん皆さん外にお出になっていただいて、記者会見会場を事務局の方で設営したいと思いますので、そのこともよろしくお願いいたします。以上です。

太田光征：はい、ありがとうございます。では、メーリングリストで十分検討してきたこの見解について審議に移りたいと思います。みなさまの活発なご意見をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。とくにメーリングリストで発言なさっていない方にご意見お願いしたいと思います。

三木由希子：まず、見解がどういう位置付けのものなのかっていうのをどなたかに一応ご説明いただいて共有をしていただければと思うのと、できればどなたかに読み上げていただいて、一応内容を全員でここで確認をして、議論をするという方向でやっていただけないかな、と思いますがいかがですか。

太田光征：じゃぁ、城倉さんがいいですかね…お願いします。

城倉啓：見解の位置付けですか…。片木代表がおっしゃっていた挨拶の中にも出てましたけれども、参議院選挙前にですね、ひとつ、この選挙制民審議会としての見解を打ち出した方がいいのではないか、という話がありまして、そして中間答申というのは１１月に出す予定ですし、次の年の１１月には最終提言を出す、というところで、半年に一度って言いましょうか、こちらが“こういうふうに進んできたぞ”っていうのを示して世に訴えていくという意味合いもあって、このタイミングで見解を出す、と。そのようなことが趣旨としてあります。

では一度読みますね。それでまた話し合いの中で深めていったり、また、説明が必要なところで各自で補いあっていきたいと思います。

選挙市民審議会見解

わたしたち選挙市民審議会（第一期：２０１７年１２月３１日まで）は、公職選挙法と関連法の抜本改正を通して議会制民主主義の成熟を１０年越しで目指す「公正・平等な選挙改革にとりくむプロジェクト（とりプロ）」の活動の一環として２０１５年１１月３０日に発足しました。市民主導で運営している当審議会は、現職の国会議員や政党が選挙制度を自分たちに有利なものとする「お手盛り」になりがちな議論に対置して、国民の自由な選挙、平等な選挙、主権者の意思が反映される選挙制度を提言する者として自らを位置づけています。

公職選挙法と関連法の改正案を提言する当審議会は、第一部門（選挙運営方法）、第二部門（選挙制度）、第三部門（関連法制）の三部門に分かれています。本年１月から毎月、主に国会議員会館で審議を積み重ねてきました。審議内容を一般に公開し、一般参加の市民や国会議員の声も採り入れながら異なる意見を歓迎して活発な論議を繰り返しています。

２０１７年１１月に公職選挙法と関連法の部分改正提言を公表する予定ですが、現在までの審議を基に、２０１６年１１月に公表する中間提言の概略見通しを示します。

加えて、今夏の参院選ないし同日選挙を前に広く政治参加を呼びかけるとともに、当審議会の意気込みを、あらためて【２１世紀の普選運動】として広く世論に訴えます。

◆審議状況と中間提言の概略見通し

現在の公職選挙法は複雑で、政治活動や選挙運動としてどのような行為ができるのか、何が違反なのかが理解しにくく、罪刑法定主義に反する非民主的なものであり、制度自体が政治活動や選挙運動への市民の参加を拒んでいます。

こうした問題意識の下、「正当に選挙された国会における代表者を通じて行動（憲法前文）」するために、種々の選挙運動規制と選挙運動期間の撤廃を最終的に目指し、本年１１月に下記の提言を行う予定です。

＊ 地方議会選挙におけるマニフェスト頒布の解禁
＊ インターネット選挙運動の全面解禁（メール解禁）
＊ インターネット選挙運動と文書図画掲示禁止の齟齬の是正
＊ 戸別訪問の解禁
＊ 資力の無いものを排除する世界一高額な供託金制度の廃止
＊ 候補者の政策を「知る権利」を保障する立会演説会の復活と第三者主催を含めた演説会の自由化
＊ 資力のある者たちによる政策誘導を助長する企業団体献金の全面禁止

なお、選挙制度本体についても、定数削減と定数是正だけに偏った国会の選挙制度改革を補う形で、「民意の反映と両院制のあり方」をテーマに、広範な主権者が納得できるよう、憲法要請に沿って衆参両院の選挙制度改革案を検討しています。いわゆる過剰代表や死票の弊害を指摘される小選挙区制に重心を置いた現行の選挙制度の改革を目指しています。特に参議院選挙については、「参議院議員には地域代表の側面がある」との論を批判的に検証しています。

また、高齢者男性ばかりに議員が偏っている現状をもたらしている地方議会選挙制度の

改革案の策定にとりくんでおり、都道府県議会選挙においては比例代表制、市区町村議会選挙においては大選挙区制限連記制の提案を検討中です。首長選挙においても死票を最小化する工夫として、決選投票や選好（優先順位）投票の導入などの提案を検討しているところです。

これらの選挙制度改革案についても確定次第、順次公表してまいります。

◆参議院選挙を前に

本年７月に行われる参議院選挙は歴史的に重要な国政選挙です。前回の国政選挙以来、重要な政策決定・施行がなされました。特定秘密保護法施行・集団的自衛権行使容認の閣議決定・安全保障法制「成立」・TPP 交渉「大筋合意」・原発再稼働などです。また、現在から将来にわたる重要な懸案事項として、例えば、子育て支援・雇用環境・経済格差・米軍基地・消費税再増税・憲法改定などがあります。これらを自分の事柄として考え、参議院選挙までに一人ひとりが評価しなくてはなりません。

そのためには、政治的な話題を生活のこととして、共に話し合うことが求められます。特に意見の異なる人との論争が大切です。対話の中で自分の望む政策を確認していくのです。政治というものは対立する意見の調整です。ここに政治固有のやりがいと楽しさがあります。自分たちでルールを定めて、自分たちで意見調整をしつつ生活を形作るから、政策決定に責任を負うことができます。

「自分の選んだ代表の国会での行動は自分自身の行動と同じ」。そう思える選挙の実現と、有権者意識の成熟をお互いに目指したいものです。

◆積極的政治参加の呼びかけ

わたしたちは、有権者に呼びかけます。

政策を見極めて、自分自身の政策と一番近い自分の代表を選びましょう。

自分の意思を代弁する候補者を擁立し、応援する選挙運動に参加しましょう。

誰もが立候補の権利を持っています。

積極的政治参加は、逆説的に現在の公職選挙法による「制限選挙」の現実を浮き彫りにして、公職選挙法が、

「投票したい立候補者や政党がない」

「自由に選挙運動ができない」

「立候補したくても供託金が用意できない」

などの制限を直接的・間接的に規定していることを気づかせるはずです。

これらの制限を共に取り除きませんか。普通の人が普通に立候補できるようにし、わかりやすいルールブックの下で自由に選挙運動をし、自分の意思が正当な選挙で選ばれた代表者たちによって国会で実現する選挙制度に変えるのです。投票したい先が今はなくとも投票したい先を将来において生み出すような選挙制度改革を投票の積み重ねで切り開きましょう。自分たちの参政権を用いて、主権者としての正当な権利を獲得しましょう。

わたしたちは、すべての国会議員にも呼びかけます。

公職選挙法と関連法の改善には代表者である国会議員・立法府によるとりくみが必要です。自らの参政権を広げようという市民のとりくみに共鳴し、市民が自由に参加しやすい選挙制度への改革をわたしたちと共に進めましょう。

◆２１世紀の普選運動を

選挙権は歴史的に不断の努力によって広げられてきました。１９世紀後半の「普選運動」が１９２５年に２５歳以上の男子すべてに選挙権を広げ、２０世紀初頭の「婦選運動」が１９４５年に２０歳以上の男女に選挙権を広げました。そして選挙権は２０１５年、１８歳以上の男女に広げられたのです。しかし選挙権の内実は男子普選と抱き合わせの選挙規制により一世紀近くにわたって制限されたままです。選挙権の行使をわたしたちの真の権利として確立できるかどうかは、わたしたちの政治参加にかかっています。

制限選挙元年から１００年を迎えようとしている今この時、わたしたちは、【２１世紀の普選運動】にとりくむことを決意しました。共に考えて、共に語りあい、国民主権にふさわしい選挙制度を創り出しましょう。

２０１６年5月２５日

選挙市民審議会

以上です。

太田光征：はい。ありがとうございます。ではみなさんからのご意見お願いしたいと思います。

山口あずさ：これはやっぱり事務局の方で第１部門から第３部門までをまとめていただいたので、ちょっとあれなんですけれども、第１部門の肝がここ、第２部門の肝がここ、第３部門の肝がここなんていうところを言っていただけるとより理解が深まるかなと。わたしたち同士お互いの理解を深めるという意味でもそういう強調をしていただけると有難いなと思います。

太田光征：部門ごとに言っていただきましょうか。第１部門。片木代表。アピールのポイントですよね。

三木由希子：ちょっといいですかね。見解って表のページは経緯の説明なんですよね。裏の途中からこちらの呼びかけになっているという構成なので、今山口さんがおっしゃったのは経緯の中のどこがどうかっていうよりは、まずこの前提となる各部門のポイントについて共有したいっていうことでよろしいですかね。なので、ここのこれではなくて、どこのポイントで議論しているかっていうことをまず第１部門からご説明いただくと。

山口あずさ：自分自身は第１部門なので、身に覚えがあるところというか身に覚えがあるところは当然あるわけなんですけれども。身に覚えがないって言ったら変なんですが、ここはどんなところから抽出されたっていうかね、ドリップされたと言いますか、みんなの議論の中からその人の真髄部分をひねり出されたものだと思いますので。第１部門はやはりわたしはわかりにくいっていう自分の実感からも「罪刑法定主義に反している」んじゃないかなっていうのは、わたしが言った覚えのある言葉なんですけれども、そういうことをやはりわたしたち第１部門としては一所懸命話ししていたということなので、わたし個人としては第２部門・第３部門のことが伺いたいんですけれども。第１部門、片木代表の代わりに言うのもなんですけれども、やはりわたしは選挙に出たことのある人間として大変わかりにくいということ、もうどうにかして裏をかこうという選挙制度だということが非常に実感でしたし、「大人のついてる嘘」だろっていう言い方をしましたけれども、そういった議論の中から「分かりやすいルールブック」。理想とするのはやはりスポーツというのは負けても気持ちがいい、すがすがしいというところがあるのですけど、全然すがすがしいところから遠く離れてぐちゃぐちゃしていて、しかも戦い方もですね、気味の悪い足の引っ張り合いであったり、ただニコニコ挨拶していればいいみたいな選挙運動というのがほとんど民主主義とは全然関係ないんじゃないかっていう。

だから一生懸命いい議論を戦わしてその議論の中から新しいアイデアが生まれるということで、負けてもすがすがしいというか、彼がやってくれる彼女が自分の代わりにやってくれるというのがすごく喜びをもってまた 4 年後自分も頑張ろうとか 4 年後また新しい人をこの人たちにぶつけるにはこちらもブラッシュアップしていこうという、すごくすがすがしい選挙のあり方というのが世界中のどこかで実現しているところがあるのか分からないですけど、楽しくやっているところはあるらしいということですよね。

でも日本の選挙って全然楽しそうでもないし、国民・市民からあまり愛されてもいないし、そんなような選挙制度を持っていることはやはり不幸なことだなと思いますので、だからそこら辺、ここが肝だぞなみたいなことがもし伺えたらなと思います。

太田光征：もう結構山口さんがおっしゃったので第１部門については。どうでしょうか補足といいますか。

片木淳：山口さんももう十分ご存じのことの話なんですけど、ちょっと観点変えましてね、この一枚目の審議状況と中間提言の概略見通しですね。ここを第１部門と第２部門と第３部門との関係の整理はどうなるかというご質問だろうと思いますので、この概略見通しの文章をちょっと分けながら議論していくと、前段からの私からの理解で、ちょっと違う点

は他の部門からのご意見をいただきたいと思いますけども
　書き出しからですね、並べてある星の一番下にある資力のある者たちによる企業団体献金、政策誘導を助長する、これは第３部門ですよね。ですからそれを除いた前までは、供託金はちょっとダブりますけども、だいたい第１部門の問題意識を書いてある。これは単に経緯を書いているだけでなしに、下記の提言を行うということでもうある程度大筋で合意ができているという意味を含んでいると私は理解しているんですけどね。
　ですから全面マニフェスト頒布の解禁だとか、並べてあるのはだいたいその方向で議論がまとまりつつありますよという、報告といえば報告ですがそういう結論になりそうだと。ただ我々も議論してるんですけども、細かいところで金のある者が自由にやらせたら金持ちだけが通るのではないかという心配もあるから、そういう意見もあるでしょうから、それに対してどういうふうに、反論に対して答えていくか。金権政治だけでなしに他の反論もね、心配する声があるでしょうから、それに対してどう答えていくかの詰めをもうちょっとやっていこうかなということで個別的に今審議をしているという状況じゃないかと思います。ですからここに書いているような文章で結論が書けたと、逆に言えばですね、という理解を私はしております。
　それから資力のある、さっき言いました通り、企業団体献金はもちろん第３部門。
　それからその下ですね、選挙制度本体についてもというのは、若干、そこまでは流れを踏み込んだ感じには書いていないんですけども、しかし我々の選挙市民審議会の発足の時の申し合わせとか規約に流れが書いてあったわけですから、その範囲内でですね、書いてあるということと、まだ結論の出ていない、しかし、検討している方向は、例えば市長選挙において決戦投票、選好投票導入、こういうものを検討してますよということですね。ですからそれがテーマになりますよということを言っているということですね。だから順次公表していくということで少しトーンが下がるというと言い過ぎですけども、控えめな表現にしているというふうに考えたらいんじゃないでしょうかね。
　ですから前段は今回の選挙の国政選挙の展開の中で三木さんもおっしゃったように選挙運動などをやりながら何か疑問を感じてくる人が相当政治家も含めて出てくるだろうと。だから我々がこう言っておけば、「なるほどね」ということでまた問題をはっきりと認識する参考になるのではないかということで、それが我々の狙いである国民世論を喚起していくという方向につながるのではないかという感じがしているんですね。
　後半はもっと具体的な争点がいろいろあるでしょうと。民主主義の基本に関わることですけれども、やはり争点を明らかにして甲論・乙論理由を示して侃々諤々やってどうするんだというのが選挙であり民主政治であるということでありますんで、非常に今回はいいチャンスというか、非常に問題が、争点が多いですね。そういうことで、書いてませんけど、今回１８歳選挙権で主権者教育というのが非常に重要なことになっている。これは何回も申し上げたことですけども。そういう流れの中で我々主権者としてはそういう争点を通じて積極的に関わっていくという絶好の機会じゃないかというようなことで、これを言っていると私は理解したんですけどね。
　ということで後は積極的政治参加の呼びかけをして、最後に２１世紀の普選運動ということで、選挙制度自体も民主政治の制度を作るというところに民主政治のまたひとつの課題があると。手続きも民主政、内容も民主政という意味で最後は皆さんに訴えかけられる文章を掲げられたと。これは古い１００年の歴史の流れの中で、いま我々がおるんだということを言ってるんだと理解しました。以上です。

太田光征：もう 3 つの部門すべてについておっしゃっていただいたのですけどよろしいですかね、こんな感じで。

三木由希子：そういう理解ではなかったので、このアスタリスクの一番下のところなんですけど、担当とすれば第３部門なんですけど、いま具体的に中間提言で上げる項目になっていないっていう問題があるんですけれども。そういう理解ではなかったのでスルーしてたんですが。
　第３部門でここに上げられるとすれば地方選挙制度を改革するということだけは中間提言段階で一定の考えを示すというところまでは議論ができていてですね、アスタリスクの下の 2 つの段落の 2 段落目の内容というのが第３部門でいま議論している内容というのに該当するんですね。なのでアスタリスクの部分がもしそういうことであれば、ちょっと調

整をしていただいた方がいいのかなと思います。

城倉啓：アスタリスク・米印の一番下の企業団体献金に関しましては第３部門で持ち込もうとしたところこれは違うぞ、第３部門では今はやらなくていいと、あるいはここに集まっている審議委員の方々でこれに賛成する人はいないでしょうと。改めて審議していくというよりはもっと別のテーマを先に審議した方がいいというような理解。そこで私から申し上げたことでもあったわけですけれども、もし審議する必要のない合意事項であるのならばこの見解のところに企業団体献金反対と、全面禁止という内容を書き込んでもいいのではないかと。第１・第２・第３がすべて合意できるということであるならば、というような経緯でここに入っているというのが私の理解でございます。

三木由希子：それだと提言の中にはこの企業団体献金の全面禁止という項目だけ一応載せるということになりますという、そういうことですかね。中身はなしと。

城倉啓：今のところはそういうことですね。審議の内容というより、ここで皆さん、やはりそれはダメでしょうということをウンと頷いていただければ、三木代表のおっしゃった理解の通りです。

太田光征：先ほど片木代表からもおっしゃいましたけれども、具体的な地方議会選挙における比例代表制だとかの案については、トーンを落とした表現になっているということ、検討中という表現になっているんですけれども、やはりあまりこういう具体的な言葉も入れない方がいいということでしょうかね。

三木由希子：それは一言も言ってなくてですね。アスタリスクに載せるとして第３部門として出せるものがあるとすれば、地方選挙制度の改革についての提言を 11 月の中間段階でするということについては第３部門で一応確認をして、どこまで具体的に書けるかは別にしてもやるということなので、こちらに挙げるとすればという話を今したということです。すみません、「なお」から下は順次公表してまいりますとうことなので、中間段階以降の話のようにも読めますけれども、そういう前提でこれって書いたということですかね。

城倉啓：ええ、中間答申 11 月ですけれども、その以降ということもあり得るでしょうね、事柄によっては。例えば、衆参両院の選挙制度改革については 11 月までには間に合わない、その後の順次ということはあり得ることだと思います。

山口あずさ：今、せっかくアスタリスクでもう一つというお話があったので、簡潔にしつつ、この話し合いでアスタリスクもう一つ増やしたらいかがでしょうか。せっかくですから、アスタリスクの項目を何番目でもいいですけど、地方議会を何という言葉なのか、三木代表の方から簡潔なアスタリスク一項目入れていただいていいんじゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

太田光征：はい、それでいいと思いますが、この文章の構成上このアスタリスク部分はほとんど確定的であるけれども、それ以降があんまり確定的でないという構成になっていますので、アスタリスクに地方選挙改革を入れるのであれば、文章の構成を変える必要があろうかと思うんですけれども。

三木由希子：11 月に出す提言だけを、このアスタリスクに入れるってことですか。そうすると、それ以外の中間提言が出ないという話になるということですか。あのすみません、よくわからなくなってきました。

山口あずさ：そこまで杓子定規に考える話じゃないですよね。何がなんでも１、０に分ける話じゃないと思うんですけども。見通しとして、太田さんがおっしゃられたこともあるかも知れませんけども、それは多分文面を直したりする暇はないので、でもアスタリスクのところに、その地方選挙のことというのを見通しとしてあるというお話なので、是非入れていただいたらいいんじゃないかと思います。まあ、この紙に手書きで書き直す話にな

ってしまいますけれども。せっかく集まったところで伺えた話なので、アスタリスク 1 個まあ下の文章とさることながら、増やしたらいいんじゃないかと私は思います。

太田光征：はい、それでよろしいかと思うんですが。私が先ほど言った修正の提案ですけれども、整合性があるように修正するとすれば、また・・・以下をですね、「また」を削除しまして、「高齢者男性ばかりに議員が偏っている現状をもたらしている地方議会選挙制度の改革案については」とすれば多分つながります。

片木淳：ちょっと横から申し訳ないけど、手続き的なことでね。今、まだ定足数確保できていないですね。我々だけで、まずそんなことを決めていいのかと。それからメールで皆さん意見をやりとりして、まああの形で最終的にという風に合意できてますわな。それを今変えると話がややこしくなるんじゃないかというのが一点。それから、三木さんに、それを挙げていいんですか、さっきのご趣旨は。ここにあるのは、新しく 11 月提言だと。

三木由希子：第 3 部門で中間提言をまとめるのは、具体的な言葉は別として、地方議会選挙制度の何らかの考えを示すということで。ここに逆に具体的に書き過ぎているので、この通りになるかどうかは今後の議論次第というところで、保証はできないっていう状況ではあります。

片木淳：これでみんなで回してＯＫしたんだから、保証してもらわないと困るわけですよね。

三木由希子：そうではなくてですね。ここのアスタリスクの意味とかをよく理解していなかったので、それはあの私が事前に確認していなかったのが申し訳なかったということではあるのですが。

片木淳：ちょっと補足させてください。私の理解もね、11 月に下記の提言を行う予定は今はこう書けると、だから、ほかを書いてはいけないという意味じゃなしに、それは、下のこの審議次第で、もちろんそこで具体案目指して今やっている訳でね。答えが出れば、その時点でどんどん出てくる訳です。だけど今の時点では、この 7 項目しかはっきり言えませんというので、前段に書いてあると理解したんですけどね。城倉さんそうですよね。
そういう前提であれば、そこまで言っていないということであれば、これでよろしいんじゃないですかっていう話で。

太田光征：私もそういう理解をしていますので。ま、このままでも大丈夫ではないかと思うんですが。

田中久雄：今の議論の繰り返しになるかも知れませんけども。私も三つの部門の進捗状況がだいぶ異なっていると思うんですよね。第 1 部門が非常に先行して具体的な提言的なところまで進んでいて、この見解の中でこういうアスタリスクのところのような具体的な文面をお示しできるということだと思うんですけれども。
　ここで、アスタリスクの前で「本年 11 月に下記の提言を行う予定です」と言うのはね、これは中間提言の話をしているんですか。それとも、ある程度最終的な提言に近いものはもう最終提言として、部分的かも知れませんけれども出してしまうという表現なのか。この上の「審議状況と中間提言の概略見通し」という大きなタイトルの中で、次の文章の最後のところの「本年 11 月に下記の提言を行う予定」ということで、何か中間提言の範ちゅうにある提言なのか。あるいは、もう最終提言的なものをね、結論ができたものはこのアスタリスクに書いてあるようなものはね、出してしまうというお考えなのか。第 1 部門の方にお聞きしたい。
　僕ら第 2 部門は、全くそういう議論まで進んでいなくて、このアスタリスクに書けるようなものはないんですけれども。ただあのおそらく記者の方もちょっと気になると思うんですが。中間提言と言いながら、かなり具体的なことを書き込んでいるので、これはもう 11 月にね、ある意味では提言の一部としてね、それが全部ではないですけどね、先行的に具体的にまとまったものから出せるというような見込みのものを挙げておられるというこ

との理解でよろしいでしょうか。

片木淳：その通りの理解でいいと思います。まあちょっと中間答申という意味が、我々厳密に議論してきてないんですけどもね。全体がこうあって、その内出来上がったものの半分なら半分を出すというのも中間ですし、全体の結論が出てないんだけれどもある程度のところまで出たから中間的に報告しますというのも中間答申と、こう二つあるんですね意味が。だけど、我々第 1 部門で考えている意味は切り離して沢山の項目があるから、結論の出るものは出たところでもう中間答申で出すと。そして、残りのテーマでまたゆっくり 1 年かけてやるものは最終で出す。その間に中間で出したものについても、何かもう少し細かいことをコメントすることはあるかも知れませけれども。基本的にはそういう中身で分けると。

第 1 部門がこういう風に審議のペースが速いというように思われるのは、まあ内容の問題だと思いますよ。そんなに皆さん異論がない。さっき申し上げたように、ちょっと心配なところはもう少し詰めて説明をしたり、対策を講じたり、要するに金持ちばっかりが通るような金権政治のようなことを心配する声もありますから、それはおさえますけれども。大勢の結論はわりに出やすい。で、いずれにしましても我々全体は中間答申に向けて審議していって、2 年後には最終答申だと言ってる訳ですから、それでそれは第 2 部門・第 3 部門それぞれ分けて皆さんで議論されてやっていく訳だから、まあその物事の性質上今の段階ではなかなかそこまでいかない。ものによりますよね。ゆっくりと制度の基本から議論しないことには、最終の話は出てこないでしょうというのもあれば、我々のようにもうテーマが決まっていますから。そして、基本的な流れについては、最初の出発点が大体皆さん一致していますから。だから、それで答えは割に出やすい、書きやすい。ですから、部門ごとにそれは進捗度に、内容によって差が出てくるのはよろしいんじゃないでしょうかね。というような理解で、第 1 部門で言えばそういうことでございます。

田中久雄：第 3 部門に関係するとおっしゃったけど、企業団体献金については、今のような第 1 部門のご説明の中で、入れてもよろしい訳なんですか。ちょっとそこだけ確認です。

三木由希子：第 3 部門では、企業団体献金を中間提言段階まで検討する事項にはしていないんですよ、今。優先順位としてはちょっと下がるということで。ただ先ほどのお話ですと、企業団体献金の禁止に関しては具体的に議論するまでもなく、そのものについてはこの審議会の合意事項であろうということで。中間段階の提言で、企業団体献金の全面禁止という項目を設けると言ったので、これは第 3 部門の結論というよりは、この審議会全体の結論として入れるということで、先ほど城倉さんから確認があったので、これは多分第 3 部門という話ではなく取り上げていただけたらと思うんですが。

山口あずさ：企業団体献金の取柄って何かあるんでしょうか。今、復活しつつあるんですよね。なんかその何も理由を言わないで、いけませんと言うのも芸がないかなっていう気がして。ムリムリでも、こんなメリットがあるというのをひねり出せないのかな。何なんでしょうね、企業団体献金がゾンビのように、一回無くなったはずのものが復活してるのが現在ですよね。何かフェアな要素というか、取り損なった税金をここからみたいな。

太田光征：山口さんそろそろ時間がね、無くなって来ているんで。今、企業団体献金そのものについてのご意見だと思うので、この中でどう扱うかということに限定していただきたいです。

山口あずさ：そういう意味では、何も書かないでただ禁止というより、理由を書かないと芸が無さすぎるかなという印象があります。

山口真美：その意味で言うと、この見解全体をどう今日発表するかと言うことだという風に思っていまして。私もメールで拝見していて、標題の通りなので、審議状況を基本的には確認していて、ご報告をするもの、その中で概略の見通しとして提言で言えることはアスタリスクで明確にするということだと思うんですね。そうしますと、上のアスタリスクにも、それぞれそういう結論に達した議論と理由があるのかなという風に思いますので、

多分一個だけ理由を述べるとかいうことになると、他のはどうなるんだということで、少し中身が分厚くなってしまうとか、変更を要するのかなと思うので、今日のところで確認ができている大きな項目はこれですという紹介をするという文章であれば、とりあえず今日のところはこういうことで確認をしておくということでもいいかなとは思っているんですね。

後ろの第２部門審議会の方は、私も参加しておりますけれども。確かに今の段階での審議の議論というのは、本当に各自がどういう選挙制度があるかということを正に検証するための基本的な知識から確認し合うという段階になっていますので、今の段階でまだ 11 月とかにどんな中間答申ができるかということも、まだ海のものとも山のものともつかない、まあ議論の方向性というのはもちろん「民意を反映する選挙制度」ということで、大枠は決まっていますけれど。ということもありますので、基本的にはここのところでは検証していますという状況報告ということになるのではないかと思っています。その意味では、審議をしてその中で確認してきたことを報告していくという趣旨からしても、なるべくまだ確定していないこととか、討議の中での一定の合意事項になっていないものは、無理をしてここで書き添えるというよりは、明確に確定していることに絞るということで、現状のこれで私はいいかなという風に考えているのが意見です。

あとその意味では後ろの方の、簡単に言いますと、選挙制度を参議院選挙を前にということで、選挙を私たちがどう考えるのか、積極的な政治参加の呼びかけというのは、これまでの趣意書の中では漠然とあったけれども、明確に呼びかけたり、議論したりして確認してきていなかった内容かと思いますので、この機会にこういう形できちんと中間の見解としてこの中身、そして最終的に 21 世紀の普選運動ということで整理できているこの後半のところは、大変いいなという風に思っています。

私たち自身の今後の議論も、これがひとつの普選運動なんだと、そして第 1 部門・第２部門・第３部門の議論も私たち自身が積極的に政治にいかに参加できるかという観点から集約していければいいなという風に思っていました。その意味では、今回のこの見解には全面的に賛成するということで意見を言わせていただきました。以上です。

太田光征：はい、ありがとうございました。じゃあ、そういうことでありまして、もう時間もありませんので次の議題にも移りたいと思うんですね。公選法の第１条の審議ですね。これに移ってよろしいですか。採決は３人が揃ってからということになりますので。では、もうこれは読み上げるまでもない文章ですので、どうぞ自由にご意見からお願いしたいと思うんですが。

山口真美：すみません、どういう趣旨でこの議論をすることになったかというあたり、私は聞いていないので。

城倉啓：共同代表者会議が２月２３日にありまして、そのところで、この１条については第 1 部門で審議するというような取り決めをいたしました。第 1 部門でさあ議論しようかという話をしたところ、4 月１１日の第 1 部門実務者会議の席上で片木代表が、「こういう腹案を持っているんだけど、どうかな。」という話をしたところ、「今一つしっくりこないんだよね。やっぱり議論を広げて、全体で話して意見出してもらわないとなじまないような感じがする。」という話が出たんですね。そういったことから、せっかく全体審議会が持たれるならば、見解だけの議論ではなくて、目的規定についても一回考えたらどうかと。その際に第 1 部門で、国際人権規約のことが引かれて、片木代表も「自由」っていうところを目的のあたりに、また趣旨のあたりに盛り込むような公選法であるといいなということをおっしゃっていて、その根拠になるものは何だろうという話が第 1 部門で若干ありましたので。ではやっぱり国際人権規約を基礎にまた参考にして、公選法の第 1 条を作り直して、そしてそれに沿った選挙運動を又は選挙制度にしていくというのがいいんじゃないかと。それだけでは話しにくいだろうなと事務局側で考えましたので、国立国会図書館にとある議員経由で依頼して、国際比較と言いましょうか、似たような条文がある国を探してもらって、ここに挙げさせていただきました。これもまた、議論の足しにしていただければといういきさつでございます。

太田光征：はい、ありがとうございます。まず、私も観点を申し上げさせていただきたい

んですが。この第１条の改正を提言の全体の中で、どう位置づけると言いますか、今回の見解の中には第１条を改正するということは盛り込んでいない訳でありますけれども、例えばどういう時期にこれを打ち出すとかですね、そういったことも含めてぜひご議論いただきたいと思うんですけれども。

片木淳：第１部門で第１条の問題に触れることになりましたのはどなたの意見だったかは忘れましたが、第１部門の中で議論していった時に、先程来出てますように、自由な選挙運動をさせないような今の公職選挙法になっていると。公職選挙法とはそもそもいかなるもんなんだと。それは第１条に書いてあるだろう。ということで２の２の次、裏にも書いてありますね。まあまあ、割に結構なことが書いてあるんですね。「自由な意思」だとか、「日本国憲法の精神に則り自由に表明せられたる選挙人の意思」「公明且つ適正」。しかし、やっぱり諸外国で、特に第１部門で議論になりましたのは、スウェーデンとかドイツとかですね、アメリカの大統領選挙とかですね、みんな愉快そうに楽しくやってるじゃないかと。日本は何か真面目くさって、何というか杓子定規というかね、全然面白くないと。やっぱり選挙というのは一面でみんなが面白く参加するようなもんじゃなければいけないんじゃないかと。そういうことから言うと、この目的規定もあまり杓子定規に、何か管理するような方面からの議論じゃなしに、自由にみんながやるんだと。それが民主主義でいいんだということで、自由ということをキャッチフレーズとして入れたらいいんじゃないかというのがわたしの意見だけじゃなしに、他の人からも意見があったと思います。
　それからもう一つありましたのはね、国民主権ということ。これ入っていないですよね、今のやつは。やっぱり入れるべきじゃないかと。われわれ国民が決めるというね、最終的には。そういう「国民主権という言葉も欲しいね」っていうこともありましたね。
　そういうことからやっぱりわれわれ全体がこの選挙制度を改革するにあたって基本理念がいるでしょう。公職選挙法を変えようっていう提言をするんだけれども、基本理念を変えないで、その技術的な規制をやめろというだけでは、やっぱりだめなんじゃないか。元のところですね。それが公職選挙法１条、目的規定。まあ目的を二つに分けるかという議論もちょっとしたことがありましたけれども。いずれにしましても現行の目的規定をもっと前向きなものにがらっと変えていって、精神というか基本的な考え方のところを変える。という中でひょっとしたら外国でどこか良い表現があるんじゃなかろうかと、今言ったようなね。で、探していただいたんですけど、城倉さん、これ見ると「あんまり参考になるものがない」と、国会図書館もそう言っているんですね。滔々たる宣言みたいなのは無いんですね。だから選挙法に基づくというのは難しい、無理なのかもしれませんね。もっと憲法規定みたいなもんとか、ちょっと上位のものとか、そういうところに書いてあるのかもしれませんが、まあとりあえずご苦労いただいてこういう成果は一応出していただいているということですね。
　その中でこれは城倉さんの方のご見解ですけども、この裏の国際人権規約。前からわれわれの規制のところでは議論になっている規約なんですけれども、この中には一応の選挙の基本原則が書いてある。特に自由が書いてある。ここは一つ参考になって、ここから何か作れるんじゃないかという経緯があります。
　ご質問ですけれども、ですから全体の流れとしては最終答申でしょうかね、二年後の。かちっと体系的に言う時に、公選法１条も変えるっていう風に出すんでしょうかね。あるいは、その前にもうちょっと個別に中間答申で何か出ていきますから、その出ていく時に、もう出しちゃうと。今の選挙の立て方というのは全くおかしいと。不十分だと、公選法１条の目的規定が。だからこういう精神に帰って、その一環としてとりあえず結論としては、選挙運動の規制緩和、規制撤廃というようなことを提言しますという書き方もあると思います。
　みなさんでご議論いただいてやればいいんじゃないでしょうか。

太田光征：ありがとうございました。今日はスカイプ参加で濱野委員が参加されているんですけれども、どうでしょうか。濱野委員のご意見は。

濱野道雄：いただいた資料で自由というところ、「その選挙が選挙人の自由に表明せる意思によつて公明且つ適正に行われる」というところと関係すると思うんですけれども、自由と公正さですね。自由でなおかつフェアであると。多分それが選挙が活発になるかたちと

なると思うんですけれども。伺いたいのは例えば現行の条文に「自由に表明せる意思」という表現があると思うんですけれども、前回の議論の時に「公明且つ適正」のところに「自由活発」という表現が入ったらいいんじゃないかと、第１部門ですけれども、そんな話もしていたと思うんですけれども。すでに入っている「選挙人の自由に表明せる意思によって」ではない、違うニュアンスで「自由」が入ったほうが良いっていうのが、片木代表のお考えでしょうか。ちょっと教えていただければと思います。

片木淳：おっしゃる通りです。もうちょっと正確に思い出して申し上げますと「自由活発に」と、さっき申し上げたように「楽しい」というような雰囲気も含んでですね、選挙が。今の第１条の「選挙人の自由に表明せる意思」というのは、何と言いますか、個人が他から圧力を受けないで自由にする、個人ベースの自由を尊重するっていう、ちょっと狭いような印象を受けるんですよね。ただまあそれほど厳密に第１部門でも議論しているわけでもありませんので、「ここに書いてあるからそれでいい」となれば、それでもいいんですが、さっき申し上げたように、こういう改革ですから何か基本的な理念をころっと変えたい。昔ながらの管理的な、１９２５年から続いているような選挙運動規制の観点に立っているという発想のところを変えれば少し理解が進むのかなということで。具体的には文案はまだできてませんのでね。もしあればぜひご提起いただきたいということです。

濱野道雄：わかりやすいような文案は思い浮かびませんが、つまり今ので何が欠けているのかと。わかりました、ありがとうございます。

太田光征：はい、ありがとうございます。

山口あずさ：この選挙人ていうのは被選挙人と選挙権を行使する人の両方を意味している選挙人という言葉だと思うんですけれども、選挙人ていう言い方。だから選挙に出る人なのか、投票する人なのかていうのが、両方を意味していると思うんですけれども。わたしは人権規約の「選挙人の意思の自由な表明を保障する」って書いてあるじゃないですか。だからそういう意味ではルールがあるから、選挙人の意思の自由な表明を保障するためのルールであるべきだという風に読めるんですね。だからこれ良いなと。やっぱり人権規約流石だなと思って読んだんですけれども。自由な意思を保障する、ちょっと誰だったか忘れちゃったんですけれども、自由っていうのは、何でもかんでも自由というのは逆に不自由で、ちっちゃな自由をお互いに出し合うことによって、より大きな自由を手に入れるって、イエーリングかなんかが言っていて、誰だったか忘れちゃったんですけれども、そういう法哲学者か誰かが言っていて。ちっちゃな自由を出すということ。簡単なのだったら右側通行って言って左側も通れたほうが自由かなってふと思わないではないんですけれども、右側通行ってしてくれてることによって、右側を通行するといつも安全であるという大きな自由を手に入れて、その代わり左を通行するのは止めておきましょうというようなことで。何かを止める、ちっちゃな自由を出すことによって大きな自由を手に入れる。それがルールによる自由の獲得だと思うので、それが明確になるのはこの人権規約。「選挙人の意思の自由な表明を保障する」ためのルール。だからアノミーというか、どうでもいい自由ではなくて、何かルールがある上に、スポーツでも、スポーツのルールブックというのは本当に理想なんじゃないかと思うんですけれども。スポーツはルールブックがなければ成り立たないので、選挙も公正な選挙を保障するためのルールっていうのはやっぱりわかりやすくないと。よくわからなくて、何が良いんだか悪いんだかわかんないようなルールブック作っておいてゲームやれって言われてもできないわけですよね。気持ちの良いゲームはできないので、わかりやすくなければいけないという。だからわかりやすいルールを作るっていうようなことを、やっぱりこの第１条のところでわたしが言ってほしいのは、みんながわかりやすいっていうような。「公明」っていうのはわかりやすいっていう意味も含まれるんでしょうかね。公で明るいっていうような。この目的規定でそんなにおかしなことを言っているとは思わないんですけれども、人権規約と比較してみると「自由な表明を保障する」っていうのはとても良いなという風に思いました。

太田光征：はい、ありがとうございます。突然ですけれども小林委員、今日まだご発言無いですけれども。どうですか。

小林幸治：特に具体的に無いですけれども。議題には上がっていますが別に今日何か決めるっていう話ではないと思います。ただ、この審議会の最終的な提案、アウトプット、二年間のまとめとして公職選挙法の大改正案、第１部門では基本的に公職選挙法は一回廃止にして残すべきところを残すっていう考え方で議論を進めているので、その時に第１条の目的をどのような文言にするかっていうことは重要になってくる。その第１部門で議論するにあたって、みなさんのご意見を少し伺うために今日の場を設けていただいているのだと認識しています。逆に第１部門以外の方のご意見を色々とお聞きしたほうが良いかなと思っています。

それとちょっと細かいんですけれども、第１条の目的とは別に、前文的なものを置く、多分理由とか。そこの中でかなり具体的な話を、こういう考え方のもとにこういう改正案を提出しますという、こういう法律が必要ですみたいなことになっていくんだろうなと思っています。まあ、前文も含めて前後の関係の中で最終的には目的規定っていうのは考えるということだというような認識でいます。

太田光征：あと、今日、桂さん、良いですか。

桂協助：片木さんのおっしゃられる趣旨、自由活発な楽しく振る舞えるような、そういった参加のできる選挙制度にしていこうというのは、非常にわたしも良いと思います、第１条にそれが明瞭に盛り込めたらすばらしいと思いますね。ぜひ取り組んだら良いと思います。

山口真美：今、楽しいって書かれた法律ありますかって聞かれて、ぱっと思い浮かばないなと思って。一つ目的規定と前文的な規定とどういう風に選り分けるかっていうことがあるかなと、話を聞きながら、前文というのもありかなと思いました。目的規定というのは正に明確に、この目的をもって各、下の条文をどう理解・解釈するかの目的となりますので、なるべくわかりやすく簡潔になったほうが良くて、最終的にどの条文もこの目的規定からこの文章はこう解釈すべきであるというようになるというものなので、エッセンスを絞ってやっぱり三四行のぎゅっとしたものがいいだろうと。その中に今言ったように、この目的として何を実現したいのかっていうので国民主権だとか、選挙人の自由の保障だとか、法律として守りたい法益とか、実現したいものというのを明確にするということで目的を整理して書ければ良いのかなというのが第一に法律を解釈する立場としては思うというのがあります。

それとプラスアルファで前文というのは、憲法の前文もそうですけれども、あそこには誓いとか決意という言葉が書いてあるように、条文を解釈しますとか、この条文は何のためにありますとかと法律そのものの理解・解説ではなくて、それのもう一つ高い理念としての決意というのが前文には書かれるというイメージがありますので、公職選挙法もそういう前文を持っても良いんじゃないかなと。その中にむしろ逆に言うと、私たち自身が国民主権を積極的に実現する決意を述べるとか、その中でそれは結局「楽しい」という言葉なのか「自由闊達／活発」という言葉なのか「積極的政治参加」という言葉なのか、あると思うんですけれども。今日の見解でも少し確認したような、そういう決意とか呼びかけみたいなものを持つとか。

後は日本国憲法もそうですね。先の大戦の反省ということでできたという歴史的経過も踏まえてあるとすれば、わたしたちの選挙、普選運動と言いますか、普通選挙の歴史を概括し出すと長くなるんですけれども、そういうものをエッセンスとして加える一文があるような前文があると非常にその思いを伝えられるかなという風に思って。作るとなったら大変だなと内心思ってはいますが、そういう風に誓いとか決意とか理念というものと、条文解釈に落とした部分としての目的という風に区分けをして検討するということは非常に法律のあり方として良いかなと思います。

最近はわかりづらい目的をだらだらとごまかしてたくさん、あの、ごまかすための目的がたくさん書いてあるような法律って多いんですね。一体何の目的だかよくわからないという。ああいう悪文としての法律をなくしていきたいし、その意味で言うと、積極的にきちんと理念を語れる、わたしたちの生活や権利を守る理念を語れる法律を、やっぱりわたしたちは本来作っていかなきゃいけないという風に思いますので。ちょっとそういう議論

の仕方も。ちょっと大変かも知れないんですが良いなという風に思います。

小林五十鈴：私が今係わっている「国際人権規約完全実施促進連絡会議」は 40 年続いています。市民及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）第 3 条「男女の同等の権利」についても無視されています。今、クオータ制を推進する会のことをちょっと報告いたします。国会が六月一日に閉会されます。今日も各政党の「議連」で話し合っていたんですけれども、各政党がなかなかまとまらなくって、民進党が提案しているんですけれども、やはり今国会は自民と公明とが強いので廃案になりそうです。二十七日に会があって三十一日にどう動くか、六月一日にどう動くか。わたしたちも公職選挙法改正、女性を５０・５０にしてほしいというようなことを要望しているけれども、政党間の争いになております。わたしたちが今やってこの審議会のまとめをしっかりつくり選挙制度を提案していかなくてはなりません。女性議員を増やし「介護・保育・年金」等の問題を議論してほしい。わたしたちは逢沢さんに会ったり細田さんに会ったり石破さんに会ったりしてきたんですけど、最終的には総理大臣だなと今つくづくとわたしは考えておりまして。
　人権規約、世界的に通じているような人権規約に沿った日本の選挙制度にしていくことをやっていきたいとわたしは思っております。

太田光征：ありがとうございました。もう予定の１７時１５分に近づきつつあるんですが、まだお三方ね。ええ。

城倉啓：取り扱い方について、みなさまに記者会見の前にどうしても確認したいことがあるのは、みなさんも不安に感じておられるのではないかと思いますが、定足数はどうなるんだろうということなんでございます。今、林委員からは何らの連絡もないのですけれども、伊藤朝日太郎委員からお休みの通知が来たんですね。石川さんは１５分ごろに来るということですけども、それであっても一人足りないということなんですね。わたしどもが立てた申合せ・規約によればですね、出席しないと定足数を満たさないというルールになっておって委任状を受け付けていない体裁なのですね。
　ただし記者会見ということがあってですね、それでこれ決議されていないものが出ていくというのも何とも困ったものなので、伊藤さんのメールの文章は「こちらの決めたことに自分の一票がある」というような言い方をしているので、大変変則的ではあるけれども、この件に関しましては、石川さんが来なければそれでもだめなんですけれども、石川さんが来てから決議っていうことをして臨みたいと思っているんですけれども、まったく申し訳ございません。そういうようなことでこの件に関しまして、なんとしても記者会見前で決議っていうことでご了解いただけないでしょうか。メールで一任したいという意思を伝えてきているので、それを一票としてカウントするかどうかということでございます。林委員からは何も連絡は来ておりません。

片木淳：あの、いいですか。まあ、それでもいいとは思うんですけれども、あんまりこだわらなくてこれだけメールでみんなでやりとりしたんだから、懇談会なら懇談会って言ってもいいじゃないですか。われわれの選挙市民審議会、懇談会形式にしたけれどもそれまでに十分に委員の間で叩いた上での結論だからそこまで別に気にすることはないじゃないですか。全然問題ないと思いますね、実質的には。マスコミもどれだけ来るかも分かりませんけどもね。来たとしても、そんなことはあまり気にしないと思いますよ。国会で、何か大重要法案を通しているんじゃないですからね。これだけみんなでメールを通じて確認している話ですから。そういう感じはわたしはしますけどもね。ちょっとこの機会に申し上げたいのは、定足数でご苦労されてるから何か工夫した方がいいんじゃないですか。今言った委任状の問題もあるだろうし。あるいは、あんまり出席率の悪い委員は、こう言っちゃ何ですけど、「名誉委員」になっていただくとかね。新しい人を積極的に選出するとかね。ま、ちょっと言い過ぎましたけども、この機会に、ご苦労されてるから申し上げました。

太田光征：じゃあ、そういうことでよろしいですね。ちょっと公選法第１条の続きですけれども。「日本国憲法の精神に則り」ということはもう入っちゃっているので良いのかなとは思うんだけども、そもそも日本国憲法って謂わば、「世界共和民主主義の運動を実践しま

しょう」っていうね、宣言書だと思いますので、世界の民主主義の発展に貢献するっていうような趣旨を理念として盛り込めないかということを、私自身は思っているところです。

山口あずさ：お行儀が悪いようですけれどもスマホをちょっといじっていまして。スポーツ憲章とかって面白いこと書いてないかなと思って。いわゆるスポーツ憲章というのを調べてみました。その第１条でですね、スポーツの意義というのが書いてあって、「スポーツは人々が楽しみ、より充実して生きるために自発的に行う身体活動である。生涯を通じて行われるスポーツは豊かな生活と文化の向上に役立つものとなる。」なんか良いな。選挙も本当は何のためにしているのか。わたしたちが幸せになるために、代表を通じて行動をするわけですよね。集団的自衛権も代表を通じて行動させられてしまうわけですから。そういう理念ぽい、まあ前文の方が良いのかもしれませんれども、スポーツ憲章。綺麗事が書いてあって、「お前ら本当はドーピングしてるんじゃん」ていう世界かもしれないですけれども、綺麗事書きたいなって。ぜひここは綺麗事を書いて、それを目指して、「自由闊達な」ていう言葉もあってもいいかもしれませんし、「綺麗な選挙しようよ」っていうスポーツマン精神か、選挙人精神に則ってという言い方ができるかどうかわからないんですけれども。やっぱりスポーツの清々しさみたいなことが選挙でも実現できたら本当に楽しみにもなってですね、負けても清々しいみたいなね。ここに来るときにふと思い出していて、貴乃花が千代の富士を破った時のシーンていうのが、にこっとしたんですよ、千代の富士が貴乃花に投げ飛ばされてね。そういう清々しさっていうのか、負けた時に清々しいような、そういうような選挙制度というのが実現したらいい。これもだから「選挙審」とか言われて、「横審」と並ぶように愛される審議会になるといいなというのが最初の話だったかと思うんですけれども。そんなようなことを思って、スポーツの条文の最初の方なんかも参考文献として今度印刷してきても良いんじゃないかないう風に思いました。

田中久雄：みなさんの議論に水差すような意見になるかもしれませんけれども、わたしはあんまり法律の目的を変えることによって状況が変わるとは思っていないんですが。たとえばこの公職選挙法っていうのを改めて今日見てみたら、「ああ良いこと書いてあるな」と思って。「日本国憲法の精神に則り」というね、ところが、各論に入ると則っていなくてね。問題はその、ここでは「選挙人の自由に表明する意思により公明且つ適正に行われることを確保し」と、これは選挙制度も確保する手段として使いますということで、すごく良い、決して悪い表現ではないと思うんですけれども。結局目的なり前文も多分そうだと思うんですけども、作るとしても、それと各論の具体的なあれがまったく相反しているということが問題なんであって、ですから各論がね、どういう風に我々が「こういう規制はなくした方が良い」とか、「選挙制度もこういう風に変えたほうが良い」と。正に各論の積み重ねでね、自ずとそういう元気でもっと楽しい選挙というのが生まれてくるんであって、目的を変えるから、変えてしまえばそういう選挙が実現するというのは、ぼくはそこまでの楽観論というのは持ってないんですけども。ですからもし書くとすればね、１条なんかの「日本国憲法の精神に則り」という、これをもうちょっと具体的に「基本的人権」、それこそ「表現の自由」とか「結社の自由」とかね、「集会の自由」とか、いろいろ選挙に関わる大事な人権があるわけですよね。それが全く無視されて、憲法に反するような規定が公職選挙法の具体的な中に書かれているという、そこが問題なんであって、憲法の精神に則るというか、それを正に生かすような表現ていうか。あるいはそこを重点的に１条の中に書き込むとか、前文の中に書き込むと。それで問題はそれから具体的にそれぞれの選挙を行うときにあってどういう規定のもとにやるんですよと、スポーツのルールということでも良いと思いますけども。それが本当に憲法に則って自由に行われるということになれば、活発な楽しい選挙というのが実現するんだと思うんですよね。あまりこういう目的とかなんかというのは、先ほど山口さんが言われたように、どの法律もかっこいいこと書いてあってね、それを変えるからそういう社会が実現するとか、そういうことはちょっとあまり楽観論過ぎるんではないかなという感じはしました。

太田光征：濱野委員からお願いします。

濱野道雄：最初から田中委員のおっしゃったことを思う方なんですが、ただ条文にせよ理念にせよ、何が新しくなるのか、何が今足りていないのかを明確にしていくものがあった

ら良いなということ思うんですけれども。「自由闊達」あるいは「世界民主主義」などそのようなことに、わたしも全くそのまま。まあ加えて、たとえばマイノリティでもチャンスが与えられる。マイノリティ、これは数じゃなくて、パワーが与えられていないという意味合いで、クオータ制度のこともそうだし、ジェンダーもそうだし、外国の人の参政権とか。私自身の関心としてはそういうことが選挙の中にどう盛り込めるのかということ。新しさとして盛り込むことができればありがたいなというのが、わたしの意見として言わせてもらいました。

太田光征：だいぶ意欲的な内容だと思いますけども。それではもう時間ですので見解は採決、なんて言いますか、採決されたと、この中ではね。ということでとりあえず全体審議会を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

城倉啓：すみません。記者会見という形でプレスリリースをしているわけですけれども、今記者らしき者がいないという事態に出くわしておりまして、わたくしも本当に申し訳ないなと、責任を痛感している次第でございますけれども。審議会を続けますか。さきほどの続きの、何と言うんですか、各部門の調整みたいなところで、意見交換をしたらどうかと思うんですが、どうでしょうか。記者が一人でも来たら、それは「会見」になるんでしょうけれども、嘘を言うのもいけないと思うものですから。ですから私どもの方でこの見解については全部報道に流すとしてもですね、今日のところの会見というのは、審議会にふりかえる。折角石川さんもいらしているので話し合いをした方がいいんじゃないかと思いましたけれども、如何でしょうか。見解は事前には配っていないです。これから報道にお出しするという形での発表で良いでしょうか。国会議員含め見解をどこに配るか、今後の対応について一番効果的な形でこちらの方でやらせていただくということで良いでしょうか。

先ほど「選挙市民審議会の道のり」というものをあまり説明しなかったんですけれども、それがさっきの皆さん方のお話し合いと関わりがあると思いました。と言いますのも、表になっているものなんですが、一番最後のところには 11 月に「全体の中間答申決議」というものをして、「公選法第１条改正決議」などと書いてあるので、これはどちら構えでも良いと思うんですけれども、「中間答申のところに１条を出すべき」なのか、それとも後で「最終提言で出すべき」なのか。どちらでも良いとは思うんですけれども。

それと８月は第１部門と第３部門合同で行おうとしておりまして、第１部門と第３部門とでたまさかなんですけれども、「立会演説会」の話題が太田啓子委員からも出たり、第１部門でももちろん話し合っているということで。内々のことではありますけれども、濱野委員が第１部門の立会演説会の話題で熱弁をふるっておられたのでご発題いただいたらどうかと。

それと地方議会選挙におけるマニフェスト頒布に関しましては、北川委員。第３部門の北川正恭委員からご発題いただいたら良いんじゃないかと。全体としては参政権の保障ということを話し合うというようなことで合同審議会を行うということも含んでおいていただけたらなと思っています。

こちらの見込みでは 10 月あたりでも、第２部門に関しましては一年間の審議の中間報告というような形になるのではないかという予測を持っておりますのでこのような表記になっておりますが、他部門に関しましては先ほどお話にも出たように第３部門で地方議会選挙の改革案が部分的にでもできれば、それは中間答申で出すというような形。融通が効くような形で考えているということです。これもまた議論の足しにしていただきながら、各部門間で「こういうことを聞いてみたい」というようなことの連絡調整ができれば良いんじゃないかなと思いますので、後は太田さん、よろしくお願いします。

太田光征：今城倉さんから、部門間の調整ということなんですけれども、わたしもこの間第３部門の会議を全部参加しているんですけれども、大山委員の方から地方議会選挙制度改革案について提案がされているんですけれども、あまりそれに対して審議が深まっていないように感じていまして、第２部門ではその議論は全然把握されておりませんので、正に明日第３部門の議論を紹介しようとしているところです。いつかは城倉さんが言ったように合同会議をするなりして両部門お互いの考え方の整合性を取らないといけないんだと思いますね。そういう会議を持った方が良いのかどうかを、まずはわたしとしてはおはか

りしたいと思うんですけれども。とりあえず明日第３部門の議論を第２部門で紹介いたします。どうでしょうか。

片木淳：大山改革案というのは何か文書で出てましたかね。わたしちょっと他の部門を勉強していなかったんですが。

太田光征：レジメとして、第１回の会議で出されておりまして、今日の見解の中にもありますように、自治体の規模別に、都道府県議会については比例代表制、市町村議会においては制限連記制などを提案されているんですよ。

片木淳：ちょっと文書だけ見て疑問を感じたのはですね、と言うか聞きたくなったのはですね、まず人口規模でなぜ分かれるのか。それから、比例と制限連記でしたか、それぞれの選挙制度のメリット／デメリットというか、効果とかね、どういうふうに捉えているのか。それから現行の都道府県議会選挙の問題点、首長の問題点。なぜ死票を首長について問題にしないといけないのかとかね。そういう現状の問題把握と選挙制度の機能みたいな話ですね、具体的に言えば。そして結論に至るというところをね、特にわたしなんか分からないんで、もうちょっと聞くと展開の議論が深まってくるんじゃないかなと。さっき、ちょっと「深まりがないのかな」とおっしゃったからね。ズバリ言えば、理由を示して丁々発止で議論した中でどこかに妥協点というか結果が出てくるんだろうと思うんですけれども、そこらへんはどんなもんかなと思いまして。

太田光征：その辺を正に明日第２部門で紹介しようかと思っているところなんですが、大山委員の改革案の狙いは「政党化を促したい」と。三木さんの方からお話いただいた方が良いですね。

三木由希子：一応、なぜ改革する必要があるのかってことも含めた現状の問題点とそれに対する改革案というのを、一応セットで大山委員に出していただいています。たとえば都道府県議会選挙と政令指定都市選挙は、中選挙区と小選挙区の混在という状況で、一票の格差は国政の比ではなくあるっていう問題とかですね。いろんな現状の選挙制度の問題っていうのは出していただいています。市町村選挙については大選挙区制で１％から３％で投票するっていう状況で、割と問題のある議員がそのまま残るっていう問題とかがあるので、どういう風にするとより良い選挙制度になるかなという発想で改革案というのを出していただいているんですね。なので一応、「政党化」っていうよりも、地方選挙においては「グループ化」とか共通の政策を持っている人たちが、政党化となると途端にハードルが上がるので、グループ化をするとより当選をしやすいような仕組みとすることで、個々人がばらけている状態ではなく、より選びやすいような仕組みを考えたらどうかというようなことで、今ご提案いただいているので、そのいただいたご提案と現状の問題認識を併せて次回実際に、大山委員がご提案している選択肢についてもっと認識を深めて具体的な提案ができるような方向で検討を続けるというのが第３部門の今の現状なんですね。なので一応ですね、論点整理はされていると、ご提示いただいているという風にご理解いただければと。

山口真美：わたしの方も不勉強で自分の部門の出ている時だけになっている反省も反面あるんですけれども。たとえばわたし自身も弁護士やっていて実は二・三十人とかの大きな弁護団とかで、議論をするときに同じように「なんとか班」「なんとか班」と争点ごとに班を作って各班ごとに会議を行って、その中である程度班としての意見、その争点に関する見解として裁判でどう進めるかということを決めて、それをまた全体会ではかって初めて全弁護団で確認をして進めていくみたいな意思決定の段階を踏むやり方をしているんですね。その中でやっぱりなるべく細かい四五人での活発な議論、班を大事にしてその中の到達点は弁護士ですから当然きちんと整理をして、必ず弁護団会議では一定程度の時間を計って、最終的にその班の意見でいいという場合もあれば、全面的にひっくり返ってしまうこともちろんあるんですけれども。そういう議論の仕方をしているんですが。おそらくここも、それぞれの部門で関心をもってそこで一定程度の責任をもった議論をするんですが、最終的には全体の審議会で決議なりして見解を決めるということになると。多分そう

いうプロセスがちょっと必要になるかなと思って。今回大山委員からの提案を第２部門でも話して頂けるということなのですが、多分中間答申を最終的に決めるとしたら、そういった形でワンクッションやっぱり全体の中で一通り部門ごとの到達点を、今もそうですけれども結論は出たんですがどういう議論になっていたんですかという質問があったのと同じように、長々と同じ議論を繰り返すわけにはいかないんですが、整理されたものとして一定の時間をもってやるという風にやっぱりやらないと、多分最終的な答申を全体として確認したという形にならないんじゃないかなあというのが、ちょっと心配だなあというように思っていまして。それを踏まえて、もう６月から 11 月までというと実はあっという間に過ぎてしまうので、全体として 11 月に答申をするとしてこの段階の会議ではこういうことを確認しなくてはいけないというようなプランニングをした方がいいかなあという風に思っていまして。場合によっては委員の方なかなか参加できない方もいらっしゃいますので 11 月までの日程の基本的な調整なんかも、ものによってしてしまって良いかなと思いまして、今日そういうご提案・ご相談させてもらえたら良いと思っていたので良い機会だなと思ってます。

城倉啓：先ほどの「選挙市民審議会の道のり」という表にですね、おっしゃっているのは正にその通りなのですが、「10 月に各部門は中間答申を決議する」ということがあり、「11 月に全体で決議する」とある。ただしこれが決議まで至らないかもしれないということをおっしゃっているのかなと思いました。ですから「11 月は二回」という形になるやもしれない、と。または 12 月頭に決議させてもらうと。そういったかたちにこれを微調整させてもらえば、まあまあ使えるかなと思っています。第１部門が特に「前回のまとめ」っていうのを、いちいち次回において何を決議していくのかっていうことをお尻からやっていますし、第３部門においても都道府県議会選挙について６月にやって、7 月に市区町村議会選挙をやって、9 月に首長選挙をやるというようなかたちで目標を定めてやっておりますので。そんなかたちでこの 2 部門に関してはいけるのではないかと思いますが、ご意見についてありがとうございます。日程調整についてもなるべく早めにしかけていきたいと思っています。

太田光征：そうしますと、最初の方にね、二部門の合同会議をしたらどうですかということをおはかりしましたけれども、その前に各部門で中間答申に向けての、まず個別に議論することに集中したほうが良いんでしょうかね。特に合同会議とかは設けずに。

山口真美：多分そのテーマにもよるんではないかと思います。第２部門は選挙制度っていうことで独立しているので良いかと思うんですが、第１と第３は調整しなければいけない部分が出てくるとすれば、やはりそれはやらざるを得ないのかなとは思っていますので。そのテーマにもよるかなと。弁護団も争点によっては合同会議をやったりしますので、同じ、必要に応じてだと思います。棲み分けをどうするかっていう議論が出てましたので、第１と第３は。

太田光征：すでに第１と第３は八月に合同で行うということになっておりますので、問題は例えば第２と第３が行うのかどうかですね。結構、だから第３部門では具体的な案が出て検討中ですので、これに沿って第３は進んでいくと思いますので、このまま第２がね、何か意見交換しないままでも良いのかなと。

山口真美：そうですね。第２はまだ、第１・第３と意見交換するというよりももう少し第２としてある程度絞込みをした方が良いのかなという風にも思っているところなので。現状で多分合同でするっていうよりも、ある程度中間答申として最低限こういったものだけは出さなくてはいけないんじゃないかというのを、第２はそろそろきちんと確認したほうが良いのかなという風には思っているところなんですね。比較的大風呂敷というかテーマを広げているところがなってますので、議論の仕方のポイントでも少なくても答申まではこういったテーマで確認したいとか、統一させたいとか。第２部門はむしろ独自にちょっと収斂させたほうが良いかなという風には思っていまして。

おそらく両院制の問題と、それから衆議院をどうするかっていうか、選挙制度の一般論的なものとは分ければ、だから衆議院選挙制度の改革のある程度の方向性というようなも

のであれば多分答申的なものは出せると思うんですが、それが多分両院制度の中で衆議院と参議院と個別に具体的にどういうものにしていこうってなると、ちょっとまだ煮詰まっていないという話になってくるのかなと。参議院の存在意義から議論している状況になっていますので。その前段階ぐらいまでの整理だとかいう風なかたちかなと思っているんですが。

同時にだから今年で中間答申したら裏返って来年には具体的な制度としていかに議論していくかっていうことを方向づけなきゃいけないかなという風に思っているところです。「何何制度として仮にやってみたら」という議論、まあちょっと第２の方でも議論しなくてはいけないと思うんですけれども。そういう具体化みたいなことが必要かと思っていますが、まだ調整とか、第１と第３と合同とかっていう感じじゃないかなと思っています。以上です。

太田光征：何しろ二年間の第２部門のテーマとしては、民意の反映と両院制のあり方という設定をしておりまして、具体的な制度案にまで踏み込める余裕があればそれに越したことはないんですけども、一応この二年間のテーマがそういう設定になってますので。変えてもいいんですよね、具体的な案まで二年間できっちり出すと。そこまではっきり目標を定めるんであればきちんと変えたほうが良いと思いますね。今のところは民意の反映の条件を基礎から徹底的に議論しようという姿勢だと思うんですよね。

山口真美：そうだと思うんですがそれがどんな風に制度に反映していくかっていうことを、いつの段階で持っていく話なのかなって思ってまして。それがどこの段階で議論が熟するのかっていうことは第２の審議会の中で議論していけばいいっていう風には思っているんですけども。基本的には、最終的には何らかの具体的制度に収斂していくしかないとして、どの段階でどんな風に議論をそこに持っていったらいいのかなというようなことを、ちょうど今模索しているところなのかなと思っているところなので。着地点を、常に確認しつつ今その関係で必要な議論はなんだろうかという風にやっていく分には良いと思ってますので。必ず今すぐ衆議院は「ブロック制にしなくてはいけない」みたいな議論を提案して議論しなくてはいけないとは思っていないところだと思いますが。排除できるものは排除していくとか、議論の中で必要かなとは思っていますが。

三木由希子：第３部門は基本的には国政の話はしないっていう前提なので、おそらく国政と地方選挙の仕組みで共通点があるっていう認識にどこかでなれば、その部分はちゃんとご相談してお互いに議論しましょうということになるだろうと思うんですよね。とりあえず今のところは、そういう議論にまったくなっていないのと、そういう視点で制度を見ていないっていうことがあるので、もしかしたら一度そういう視点で見てご相談したほうがいいようなものがあれば、ちょっと調整をお願いするという感じで良いんじゃないかと思っています。

太田光征：正にそこが最初に明らかにすべき点なんだろうと思います。明日の議論でも、議論しようかなと思ってますけれども、そもそも地方議会選挙制度のあり方に憲法がどう影響してるのかと、どの程度まで要請しているのかと。まったく要請していないのかどうかというところなんかも論点じゃないかなと思っていまして。そこら辺をやっぱり最初に議論した上でないと第２部門と第３部門のすり合わせが必要なのかどうかっていうのもね見えないような気がしていますので。明日以降、ぜひそこのところは議論したいなと思っています。

今まで第２部門と第３部門の関係だったんですけども、他の部門間の関係で言いますと何かありますでしょうか。

山口あずさ：一回だけですけれども私第２部門の傍聴をさせていただいてその後すぐ第１部門だったんですけれども、第２部門は、すごいかちっとやっているのに第１部門の方は何か感想文みたいなっちゃってなんだなていう気がして、危機感を覚えて。どんな風な落としどころにしようかという話し合いを第１部門でしたんですけれども。やはり第１部門としても法律ということなので、だからやっぱり第１部門も第２部門もそろそろ法律をどうしていくかというところではどこかの段階で打ち合わせなのか合流というか、照らし合

わせみたいなことが必要なんじゃないでしょうか。

石川公彌子：結局第１部門の争点で言うと、地方議会選挙のマニフェストの話というのは第３部門と関連して、それ以外は第２と第３両方にまたがって関連するっていうことになってくると思うんですけれども。そうすると何かすり合わせがもうちょっと必要なのかなっていう気がしてくるんですね。その辺りちょっと伺えればと思います。

城倉啓：すみません。石川委員のご質問は、「第１と第２」、「第１と第３」がすり合わせが必要であると。「第１と第３」につきましては、選挙運動ということで関わりがあり、供託金の額が違うということがあったり、マニフェストを配れる／配れないとか、または頒布する枚数に差があると。そういったところが「第１と第３」であろうという風に思いますけれど。「第１と第２」で調整が必要なところはどこであるのかというご質問ですか。どなたか。

石川公彌子：ダブルというかですね、一応衆参両院の選挙制度っていうのが第２部門で出てきているので、そうすると公選法全体の話と関わってくるので、ちょっとすり合わせというかですね、もう少し関係がわたしもちょっと不明瞭なので、伺ってみたいなという感じですね。

片木淳：まあそうは言っても、時間に限りがあるんでいつまでもだらだらとやっているわけにはいかんということを踏まえると、やっぱりシステムとして一応分担して、最後はもちろん全体会議もあるし共同代表者会議もあるしメールのやりとりもあるっていうことでやって、どうしても調整する必要があるとか、具合が悪いとか、合わせとかないとまずい、というのをやることにしないと、あれもこれもと言っても何をやるのか分からんまま会議開いてもね、あんまり言うとあれですが。とりあえずの答えとしてはね。

それでちょっと良いですか。さっきからの話でね、わたしがそういう理解じゃないのかなと思って、ちょっと感じたことなんですけどね。今日の審議会の見解にも書いてあるんですけども、最初の出だしにね、三行目あたりかな。三行目・四行目に、われわれが市民主導でなぜこの審議会をやるんだっていう理由にですね、「現職の国会議員や政党が選挙制度を自分たちに有利なものとするお手盛りな議論に対置して」、まあ「対峙する」か「カウンターパート」とかいろいろ議論があったんですけれどもね、いずれにしてもまあそういう意味で、ばちっと書いてあるわけですよね。だからわれわれにも責任があると思いますよ。こっちは素人だからいつまでも議論してればいいんというわけにはいかない。もう国会議員に対して「お前ら遅い」と、仕事が。「ちゃんとやってないんじゃないか」というところを突いていこうというわけだから、やっぱり段取り決めて、しかも最初の申合せの時に、われわれのやることは今日も見解に書いているようにですね、「過剰代表や死票の弊害を指摘される小選挙区制に重心を置いた現行の選挙制度の改革」、これもまあわたしが修文意見も出したんですけれども、ま、そういう流れでずっと来てますわね。それならその範囲内で答え出したらいいわけで。わたしなんか気が短いもんだから、そういう風に言っちゃうんですけどもね。もちろん議論も大事だけども、日程との関係も、さっき山口真美委員の方からもご議論あったように、ちょっと調整して答えを出さないかんじゃないですか。答え出せなきゃ両論併記という手もあると思いますよ。大勢はこうだったと、確かに反論もあったと。最高裁の判決じゃないけれども、少数意見がこうだったと書いてもいいのでは、万が一の場合ね。それはない方が一番いいですけども。そういう感じがするんで。しかし、先程申し上げたように、内容によって運び方が違うやつがあるから。選挙運動規制はわっと言ってもいいかもしれないけども、他はそうはいかんちゅうのもあるでしょう。誠実にやっていただくのはいいんですが、目標をぜひ定めて国会議員の尻を叩くということから言えば、もうちょっとやっぱり日程を定めて結論を出していく必要があるんじゃないでしょうかね。

城倉啓：すみません。お約束の時間５分過ぎているので、今の要望意見は全般的には第２部門の衆参の選挙制度についてということだと思うんですが、今日は只野代表がいらっしゃいませんので、第２部門実務者会議を開いたり、第２部門の中でその運びについて、ぜひこの要望を汲んでいただきたいというのがあります。

あとこの見解の扱いについてなんですけれども、林委員と石川委員が今いらっしゃいます。その時点で出席していた 10 名は修正なしで賛成しています。林さんと石川さんがこれで良しとしていただければ議事録的には可決された、採択されたという風にしたいのですけれども、よろしゅうございますか。

林克明：はい。

石川公彌子：はい。

城倉啓：ありがとうございます。ちょっとだけ眠れるようになりました。どうも本当にありがとうございました。わたくしから以上ですが、最後に司会お願いいたします。

太田光征：日程ですね。日程は本当に難しいんですよね。

山口真美：すみません、わがまま言うんですけども。弁護士は三か月前に入れてもらいたいのが本音っていう感じです。そうしていただければ優先できるという感じ。一か月前だとほぼ無理で、今日も六時からの会議はキャンセルしてこっちに来ていますので、何とか三か月前に入れてほしいなっていうのが、ちょっと要望になっておりまして。全体会なんか特に早めでもいいかなと思っております。すいません、以上です。

太田光征：何か今日決めておくべきことってありますかね。濱野委員は何か最後にございませんか。はい、わかりました。では本日は記者会見にならなくてすいませんでした。林さん何かありますか。はい。なかなか広報が行き届いていなくてすみませんでした。では、今日はお忙しい中ありがとうございました。これで終わりにさせていただきたいと思います。ありがとうございました。